

## あびこ地産地消推進店登録基準

あびこ地産地消推進店は、以下の基準を満たしている（初期登録時はこの基準を満たすことが確実であると認められる場合を含む）店舗等とする。

### 1. 共通基準

- ① 本市農産物を販売又は使用していること
- ② 市が推進店に交付した登録証又は資材（タペストリー等）を当該店舗等の見やすい場所に掲示又は設置していること
- ③ J A S 法及び食品衛生法等、関係法令を遵守していること
- ④ 本市農産物の販売又は使用を継続又は拡大する意志があること
- ⑤ 推進店として市のホームページ等で広告宣伝することを了承すること

### 2. 店舗等類別の基準

#### ア 直売所・小売店・量販店

- ① 本市農産物の「販売コーナー」を常設して販売していること
- ② 本市農産品であることを消費者に分かりやすく表示・PRしていること

#### イ 宿泊施設・飲食店

- ① 提供する料理の食材として本市農産物を概ね年間を通して使用していること
- ② 本市農産品を使用していることを消費者に分かりやすくメニュー等に表示（又はこれに準じたPR）をしていること

#### ウ 食品加工所

- ① 本市農産物を原材料（食塩、添加物、加工助材を除く）として製造された商品が1品以上あること（通年製造でなくても可）
- ② ①の商品には、本市農産物を原材料として使用していることをラベル等に分かりやすく表示・PRしていること
- ③ ①の商品が上記**ア**又は**イ**の店舗等に出荷されていること